

## 貝塚市観光パンフレット改訂業務仕様書

### 1 業務の名称

貝塚市観光パンフレット改訂業務

### 2 業務の目的

貝塚市を訪れた観光客の方が必要とする情報をわかりやすく盛り込んだガイドマップ（地図入り）を製作することにより、観光周遊の利便性を高める。また、外国語版も改訂することで、より海外からの誘客を促進し、その受入れ環境整備を図る。

### 3 契約期間

契約締結日の翌日から平成31年3月31日まで

### 4 業務内容

貝塚市観光協会（以下「協会」という。）観光パンフレット作成ワーキングが提案したデザイン案、構成、アイデアなど一式を表現する。

#### (1) 表紙について

観光客の皆様が手にとりたくなるようなデザインの採用

#### (2) 記事面について

##### ア 情報収集及び整理

貝塚市が提供する観光資源等の基本情報に基づき、観光資源等の情報を収集・整理すること。

##### イ 情報収集の方法

上記の情報収集に当っては、取材及び写真撮影を行い、収集した情報をとりまとめること。

##### ウ 掲載情報について

イントロダクション、見出し、本論などを理解しやすく表現すること。

- ・本市の四季、イベントをはじめ各種観光コンテンツなどに関する情報。
- ・本市の伝統文化、特産品、観光施設などの情報
- ・本市観光モデルコース
- ・本市へのアクセス

- ・問い合わせ
- ・その他旅行者、外国人旅行者の利便性・満足度向上につながる情報

#### エ 地図面について

公共測量データ（国土地理院が発行したもの）を利用し、縮尺1：10,000程度にて、測量法を遵守し作成するものとする。測量成果使用に当たっては、受託者が測量法30条に基づき国土地理院へ使用申請を行い、印刷物にも明記すること。また、地図は、一面で見ることができるよう折り込むタイプのもとする。

#### オ その他

データの作成にあたっては、受託事業者の提案内容を基に協会と受託事業者の協議により決定する。

#### (3) 校正・確認について

- ア 原稿について、特に名称、電話番号、所在地等事実関係に注意し、厳密な校正を行うこと。誤りがあった場合は、受託者の責任において訂正すること。
- イ 校正は、委託者が校了と判断するまで行うものとする。
- ウ 外国語版の翻訳は、全て受託者の責任において行ない、ネイティブチェックを行うこと。

#### (4) 成果品について

本業務の成果品は、次のとおりとする。

- ア 貝塚市観光パンフレット（日本語・英語/中国語（繁体字）/韓国語）印刷原稿データ  
電子データ一式（完成データ、素材等。AI、PDF 及び jpeg 形式）
- イ ウェブサイト掲載用データ  
電子データ一式（完成データ、素材等。PDF、jpeg 及び html 形式）
- ウ 貝塚市観光パンフレットサイズ及び形状

紙面サイズ 210×148mm 20P

##### ① カラー

フルカラー

##### ② 部数

日本語版 貝塚市観光パンフレット 20,000部

英語/中国語（繁体字）/韓国語版 貝塚市観光パンフレット 5,000部

本業務により作成した著作物の著作権は協会に譲渡するものとします。

- (1) 成果品の所有権は、協会へ成果品の引渡が完了したときに、当協会に移転するものとする。
- (2) 成果品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、成果品の引渡しをもって協会に譲渡されるものとする。また、著作者は成果品に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。

## 6 その他

- (1) 受託事業者は、業務着手前に本業務に係る作業方針を提示し、協会の承諾を得ること。
- (2) 受託事業者は、本業務に関する資料を収集し、十分な調査をすること。
- (3) 協会は、業務に必要な資料を所定の手続きによって貸与する。
- (4) 受託事業者は、業務の遂行に際し文献その他の資料を引用した場合には、その出典を報告書に明記すること。
- (5) 受託事業者は、本業務で調査収集した資料を協会に提出すること。
- (6) 本業務に必要な資料の収集に要する証明書・申請書等の交付は、受託事業者の申請による。
- (7) 本仕様書に明記されていない事項、又は業務遂行に関して疑義が生じた場合は、速やかに協会の担当者と協議のうえ、その指示に従うこと。